

都城市森林整備計画書

自 令和 5年 4月 1日

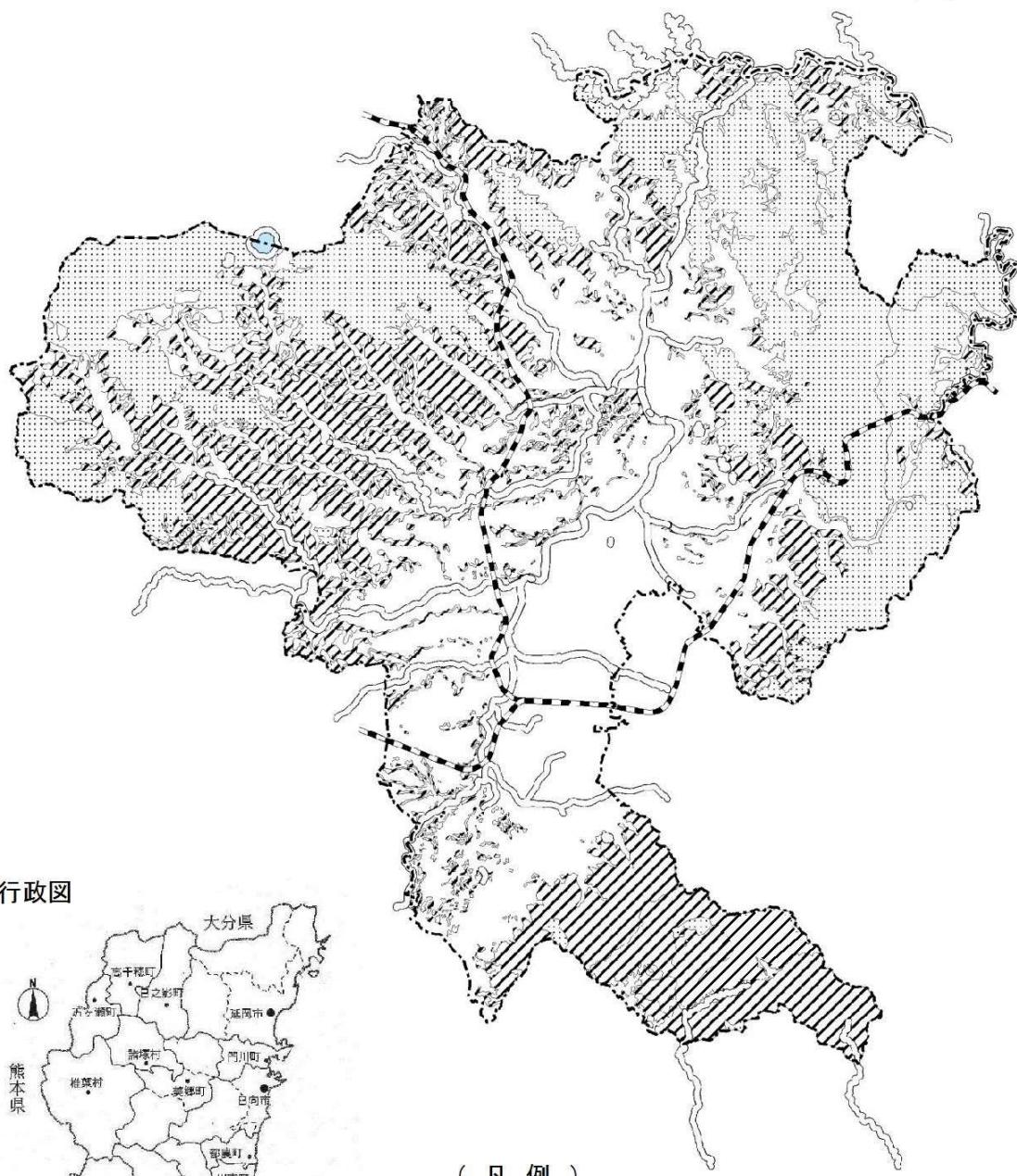
計画期間

至 令和 15年 3月 31日

宮 崎 県

都 城 市

都 城 位 置 図 縮 尺 (190,000 分 の 1)



宮崎県行政図



(凡 例)

河 川

市町村界

国 有 林

鉄道

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項.....	1
1 森林整備の現状と課題.....	1
2 森林整備の基本方針.....	1
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿.....	1
(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策.....	2
3 森林施業の合理化に関する基本方針.....	3
II 森林の整備に関する事項.....	4
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）.....	4
1 樹種別の立木の標準伐期齢.....	4
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法.....	4
3 一伐区当たりの伐採面積.....	5
4 その他必要な事項.....	5
第2 造林に関する事項.....	6
1 人工造林に関する事項.....	6
(1) 人工造林の対象樹種.....	6
(2) 人工造林の標準的な方法.....	6
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間.....	7
2 天然更新に関する事項.....	7
(1) 天然更新の対象樹種.....	7
(2) 天然更新の標準的な方法.....	7
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間.....	8
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項.....	8
(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準.....	8
(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在.....	8
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準.....	9
(1) 造林対象樹種.....	9
(2) 生育し得る最大の立木の本数.....	9
5 その他必要な事項.....	9
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準.....	9
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法.....	9
2 保育の種類別の標準的な方法.....	10
3 その他必要な事項.....	11
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項.....	11
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法.....	11
(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林.....	11
(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林.....	12
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法.....	14
(1) 区域の設定.....	14
(2) 施業の方法.....	14

3 その他必要な事項.....	16
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項.....	16
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針.....	16
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策.....	16
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項.....	16
4 森林経営管理制度の活用に関する事項.....	16
5 その他必要な事項.....	16
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項.....	16
1 森林施業の共同化の促進に関する方針.....	16
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策.....	16
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項.....	16
4 その他必要な事項.....	17
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項.....	17
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	17
2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項.....	17
3 作業路網の整備に関する事項.....	18
(1) 基幹路網に関する事項.....	18
(2) 細部路網に関する事項.....	18
4 その他必要な事項.....	19
第8 その他必要な事項.....	19
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項.....	19
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項.....	19
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項.....	20
 III 森林の保護に関する事項.....	 21
第1 鳥獣害の防止に関する事項.....	21
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法.....	21
(1) 区域の決定.....	21
(2) 鳥獣害防止の方法.....	21
2 その他必要な事項.....	21
第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項.....	22
1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法.....	22
(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法.....	22
(2) その他.....	22
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）.....	22
3 林野火災の予防の方法.....	22
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項.....	22
5 その他必要な事項.....	22
(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林.....	22
(2) その他.....	22
 IV 森林の保健機能の増進に関する事項.....	 23
1 保健機能森林の区域.....	23
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項.....	23
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項.....	23
4 その他必要な事項.....	23
 V その他森林の整備のために必要な事項.....	 24

1 森林経営計画の作成に関する事項	24
(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項	24
(2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域	24
2 生活環境の整備に関する事項	25
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	25
4 森林の総合利用の推進に関する事項	25
5 住民参加による森林の整備に関する事項	25
(1) 地域住民参加による取組に関する事項	25
(2) その他	25
6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	25
7 その他必要な事項	26

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、宮崎県の南西部に位置し、東に鰐塚山系、北西には高千穂峰を仰ぐ都城盆地にあり、宮崎市や鹿児島県霧島市、曾於市などと接している。

交通条件は、九州縦貫自動車道や国道5本をはじめとする主要地方道が整備され、JR日豊本線、吉都線の2本の鉄道が走り、また40km圏内には国から重要港湾の指定を受けている志布志港や油津港、さらに宮崎空港と鹿児島空港が位置し、陸・海・空の条件が整っている。

また、志布志港と本市を結ぶ地域高規格道路「都城志布志道路」も一部供用開始となるなど建設が進んでおり、更なる利便性の向上が期待される。

加えて、都城広域定住自立圏と地方拠点都市地域とともに構成する北諸県郡三股町及び鹿児島県曾於市を含む約25万人の経済圏の中心都市として、さらに南九州における産業・経済・教育・文化の拠点都市としての役割を担っている。

本市の総面積65,336haのうち、森林面積は36,186ha（森林率55%）で、森林面積の内訳は国有林が18,777ha、民有林が17,409haとなっている。民有林の人工林面積は13,147ha（人工林率76%）で、スギを中心とする人工林は本格的な収穫時期を迎えており、計画的な伐採と確実な再造林により資源循環型林業を確立し、将来の森林資源量を確実に確保していくことが重要となっている。

（数値はR4.3.31現在）

2 森林整備の基本方針

森林資源の循環利用と水資源の涵養などの果たすべき機能に応じた適正な森林管理を進めることにより、森林の有する多面的機能の維持・向上を図ることとする。また、成熟した森林資源を有效地に活用するため、路網と林業機械を組み合わせた効率的な作業システムを導入するとともに、地域林業の担い手となる人材の育成・確保や、将来にわたる木材の安定供給体制を確立するため、森林所有者等に対する事業を展開し、再造林を推進する。さらに、山地災害防止機能や土壤保全機能を維持・増進するための適正な森林の施業、被災した森林や機能の低下した森林の整備及び委託を受けて行う森林施業又は経営の実施などを推進する。

（1）地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する多面的機能を高度に発揮する上で望ましい森林の姿を森林の有する機能ごとに次のとおり定める。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射しこみ、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤整備が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図るとともに植栽等による確実な更新を行うこととする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や市民ニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、治山ダムや土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、保全を推進する。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。こ

のことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

なお、森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意するものとする。また、これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては、二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

大淀川流域森林・林業活性化センター、県、市、森林組合等の林業事業体及び森林所有者が相互に連携を密にし、関係者が一体となって森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進、林業専用道等の整備及び木材流通・加工体制の整備などの諸政策を計画的かつ組織的に取り組み、森林施業の合理化を推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、本市内に生育する主要樹種ごとに、標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、本市の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として、本計画で定めるものであるが、標準伐期齢に達した森林の伐採を促すものではない。

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他の 針 葉 樹	クヌギ ・ナラ類	その他の 広 葉 樹
市 全 域	3 5 年	4 0 年	3 0 年	4 0 年	1 0 年	1 0 年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定する。

立木の皆伐及び択伐の留意点については、下表のとおりとする。

伐採方法 の別	留 意 点
皆 伐	主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積に応じて、少なくとも20haごとに保残帯を設け、適確な更新を図ることとする。
択 伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率を行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図れる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

人工林の主伐の時期は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行い、本市における主伐の時期は、下表を目安として定めるものとする。

地 域	樹 種	主伐時期 の目安	標準的な施業体系		
			生産目標	仕立て方法	期待径級
市 全 域	ス ギ	3 5 年生	一般構造用材	中庸仕立て	2 8 c m
		7 0 年生以上	一般大径材		4 2 c m以上
	ヒ ノ キ	4 0 年生	一般構造用材		2 6 c m
		8 0 年生以上	一般大径材		4 0 c m以上
	クヌギ ナ ラ	1 0 年生	しいたけ原木		1 2 c m

用材向け広葉樹等については、樹種ごとの用途等に対応した時期に伐採するものとする。なお、立木の伐採の標準的な伐採方法において、以下のアからオまでに留意して行うものとする。

- ア 森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣地等の重要な空洞木について、保残等に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間の距離として少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新について天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置するものとする。
- オ 高性能林業機械等による伐採・搬出に当たっては、「環境に配慮した高性能林業機械の作業システム指針」（平成20年3月宮崎県環境森林部）及び「宮崎県伐採・搬出及び再造林ガイドライン」（平成30年11月28日宮崎県森林経営課）に基づき、地形、地質等を十分考慮し、山地の崩壊や土砂の流出などの災害の未然防止を図るよう留意するものとする。

3 一伐区当たりの伐採面積

一伐区当たりの伐採面積は、木材生産機能森林、公益的機能別施業森林を含む全ての森林において 20 h a 以下とし、地形、地質等林地の状況を踏まえ、自然災害、人的災害等の各種被害を起因しない適正かつ最小の伐採面積とするものとする。また、伐採跡地についても、地形、地質等林地の状況にあった更新に努めるものとする。

4 その他必要な事項

伐採しようとする森林の隣接地に、人家や公共施設等の重要保全対象のある場合等には、地形、地質等林地の状況を勘案した上で一定の保護樹帯を設置する等、大面積の皆伐を避けることとし、自然災害、人的災害等の各種災害が起因しないように伐採残木の処理を適切に行い、伐採跡地についても早期の更新に努めるものとする。

また、伐採に当たっては、事前に隣接所有者との境界確認を行い無断伐採を防止するとともに、森林法以外の許可や届け出が必要ではないか確認を行うものとする。

さらに、伐採箇所には、市町村森林整備計画に適合した伐採であることを地域住民に周知するため、市が発行する伐採届旗等を掲示し、無断伐採の未然防止や植栽未済地の抑制を図るものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林に当たっては、適地適木を旨として自然条件、地域における人工造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、スギ、ヒノキ、クヌギ等を主体とすることとし、必要に応じて多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含めるものとする。

また、伐採が終了しておおむね2年以内に、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

なお、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めるものとする。

広葉樹造林に当たっては、「宮崎県における広葉樹等の造林に関する調査報告書」(1996年3月宮崎県林業総合センター)等を参考として、地域の自然条件等に適合した樹種を選定するものとする。

区分	針広葉樹別	樹種名
人工造林の対象樹種	針葉樹	スギ、ヒノキ、クロマツ、カヤ、モミ、イチョウ、イヌマキ
	広葉樹	クヌギ、ナラ、カシ類、ケヤキ、ホオノキ、ヤマグワ、センダン、クスノキ、タブノキ、シイノキ、マテバシイ、ミズメ、ヤマザクラ、イヌエンジュ、クリ、カエデ類

上記以外の樹種を選定する場合は、森林総合監理士（フォレスター）や林業普及指導員又は本市の林務担当部局等と相談の上、適切な樹種を選定する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数については、施業の効率化や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定要件を勘案して、仕立ての方法別に1ha当たりの標準的な植栽本数を植栽するものとする。

また、活着が良く成長に優れた特定苗木等による低密度植栽に努める。

複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

樹種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）	備考
スギ	中庸仕立て	2,000～3,000	
ヒノキ		2,500～3,500	
クヌギ		3,000～3,500	

ここに定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、森林総合監理士（フォレスター）や林業普及指導員又は本市の林務担当部局等と相談の上、適切な

植栽本数を選定する。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全に配慮するものとする。 また、高性能林業機械による伐採・搬出作業を同時並行して地ごしらえや植栽を行う伐採と造林の一貫作業システムの導入など作業工程の効率化に努めるものとする。
植え付けの方法	気候その他の自然条件、既往の植付方法等を勘案して植付方法を定めるとともに適期に植え付けるものとする。 また、施業の効率化や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用についても取り組むものとする。
植 栽 の 時 期	苗木の活着と成長が図られるよう、適期、通常は春に植栽するものとする。 なお、コンテナ苗については、その特性から植栽時期の分散を推進するものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新など、人工造林による更新のうち、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新を完了するものとする。

択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間に更新を完了するものとする。

なお、保安林にあっては、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等から見て、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	「宮崎県天然更新完了基準」（平成19年10月宮崎県環境森林部、付属資料4。以下「天然更新完了基準」という。）によるものとする。
ぼう芽による更新が可能な樹種	天然更新完了基準によるものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期 待 成 立 本 数
天然更新完了基準によるものとする。	天然更新完了基準によるものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	タケやササの繁茂、粗腐植の堆積等により更新が困難な箇所は、かき起こし、枝条整理を行うものとする。
刈出し	タケやササ、シダなどの下層植生により天然稚樹の育成が阻害されている箇所は、刈払いを行うものとする。
植込み	天然更新が不十分な箇所について行うものとする。植え込む樹種は林地の気候、地形、土壤条件、既存の成林の生育状況、地域の経済条件等を考慮し、あわせて上層木の密度、耐陰性に配慮し適正なものを選定するものとする。植栽本数は、天然稚樹の生育状況に勘案して決めるものとする。
芽かき	ぼう芽更新した芽のうち成長が良いもの2～3本立ちを基準とし、残りは間引くものとする。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了確認については、天然更新完了基準で定める方法により行うものとし、更新が完了していないと判断される場合には植栽等により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間に更新を完了するものとする。

なお、更新が完了していないと判断される場合には、植込み等により確実に更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表状況、病虫獣害などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して定めるものとする。

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、主伐後の適確な更新を図るため、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。ただし、IVの1 (p. 23) の保健機能森林の区域内であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除く。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林対象樹種

ア 人工造林の場合

Ⅱの第2の1の(1) (p. 6) による。

イ 天然更新の場合

Ⅱの第2の2の(1) (p. 7) による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haとする。

なお、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定以上の余裕を加えた樹高以上のものについては、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとする。

5 その他必要な事項

国庫補助事業等の活用による造林の実施を推進する。また、ニホンジカ等による被害に対応するため、鳥獣害防止施設（防護柵）等の整備を図ることとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成してきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業である。このため、地形、気候等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請等を勘案し、間伐及び保育に関する事項を定めるものとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を標準とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態及び適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、間伐の実施期間、間隔、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法
			初回	2回目	3回目	4回目～	
スギ	一般構造用材	2,000	13	17	24	標準伐期齢以上で間伐をする場合は、10～15年おきに実施する。	「宮崎県間伐技術指針」(昭和53年3月宮崎県林務部)及び「宮崎県長伐期施業技術指針」(平成20年3月宮崎県環境森林部。以下「長伐期施業技術指針等」という。)等により実施する。
	一般大径材	~ 3,000	~ 16	~ 23	~ 30		
ヒノキ	スギの施業体系に準ずる。						

なお、森林経営計画の認定基準に係る間伐の間隔は、下表によるものとする。

間伐の間隔（スギ、ヒノキ共通）													
標準伐期齢未満							標準伐期齢以上						
15年							20年						

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における保育は、森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、既往の保育方法等を勘案して、次のとおりとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数												
		年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
下刈り	スギ ヒノキ クヌギ	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	△ △ △						
つる切り	スギ ヒノキ クヌギ								←△→ ←△→ ←△→					
除伐	スギ ヒノキ クヌギ										←○→ ←○→ ←△→			

注1：○印は、通常予想される実行標準

2：△印は、必要に応じて実施する

3：← →印は、実行期間の範囲を示す

保育の種類	標準的な方法	備考
下刈り	通常年1回、植栽木が被压されないよう植生の繁茂状況に応じて、適切な時期及び作業方法により雑草木を刈り払う。また、雑草木の繁茂状況が著しい時は、2回以上実施する。	
つる切り	つる類の繁茂状況に応じ、適切に実施する。	
除伐	造林木の育成が阻害されないよう目的樹種以外の不要木や成木の見込みのない不良木を対象に下刈終了後3～6年頃に1～2回程度実施する。この場合、急激な環境変化が生じないよう配慮するとともに、目的樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案して、有用なものは保存・育成するなど現地の実態に応じて適切に実施する。	
枝打	通常、すそ枝打（手の届く範囲）や枯れ枝落とし等最小限度を行うこととするが、優良材生産にあっては、若齢級から生産目標に応じた枝打を行うこととする。	

3 その他必要な事項

上記1及び2によるほか、特に次に示す点に留意する。

○ 間伐

林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うつ閉（樹冠疎密度が10分の8以上）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採するもので、伐採率（材積率）は35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後にその樹冠疎密度が10分の8以上に回復するよう行うものとする。

路網整備の遅れにより間伐が十分に実施されていない地区の人工林については風害に留意し、間伐の繰り返し期間を5年程度として、実施する。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行う。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

○ 下刈り

標準的な方法に示す林齡を超える森林についても、植生の繁茂状況に応じて追加して行うこととする。また、雑草木の繁茂が著しく、造林木の成長に悪影響を及ぼす場合は、2回刈りを行うものとする。

○ つる切り

つる類の繁茂の著しい、沢沿いの箇所については、必要に応じ、2~3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施すること。

○ 除伐

目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用樹種は保存し、育成するもとする。

局地的森林の生育状況の差違等を踏まえ、必要に応じて、1又は2の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達成することができないと見込まれる森林については、生育状況に応じた間伐又は保育の方法を決定するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法を次のように定めるものとする。

この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように森林施業の方法を定める。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に定めるものとする。

当該森林の区域は、別表1(p. 15)に定めるものとする。

イ 施業の方法

伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保する。

伐期の延長は、伐採林齢を標準伐期齢より10年延長する。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2（p. 15）に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限（標準伐期齢+10年）

区 域	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	マツ類	その他の 針葉樹	クヌギ・ ナラ類	その他の 広葉樹
市 全 域	45年	50年	40年	50年	20年	20年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1（p. 15）に定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壤保全機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含んだ土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帶又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗じょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壤等の土壤を含む土地に存する森林等について定めるものとする。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

防風保安林、潮害防備保安林や市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を發揮している森林等について定めるものとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡・名勝・天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等について定めるものとする。

④ 水源の涵養機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に準じる森林

「1 (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」のうち、

クヌギ・ナラ類等を主林木とする森林等について定めるものとする。

イ 施業の方法

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべき森林施業方法ごとに別表2 (p. 15) に定めるものとする。

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進する。

アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気汚染の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進する。

アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持管理又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

アの④に掲げる森林においては、伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持を図りつつ、根系の発達及び表土の保全を確保する。

なお、伐期の延長は、伐採林齢を標準伐期齢より5年延長する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によって公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林と定める。ただし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。この場合、長伐期施業を適正に実施するため、長伐期施業技術指針等を参考にするものとする。

森林の伐期齢の下限（標準伐期齢+5年）

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他の針葉樹	クヌギ・ナラ類	その他の広葉樹
市全域					15年	15年

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他の針葉樹	クヌギ・ナラ類	その他の広葉樹
市全域	70年	80年	60年	80年	20年	20年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件及び社会条件等から一体として森林施業を行うことが適當と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林について、必要に応じて定めるものとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

具体的には、森林毎の地位指数と地利級によって算定された1等地及び2等地に区分された森林を区域として設定するものとする。

地 位	地 利		
	200m以内	200m～500m	500m以上
1	1等地	1等地	2等地
2	1等地	2等地	3等地
3	2等地	3等地	3等地

地位：土壤型や表層地質、標高等を基礎にスコア表を作成し、判定

地利：路網からの距離から3つに区分

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとする。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

具体的には、人工林が過半を占める林班のうち、木材等生産機能がHの森林が過半、かつ林班の傾斜区分の平均が緩又は中、かつ路網等からの距離が200m未満の森林等から設定するものとする。ただし、災害が発生するおそれのある森林を除く。

(2) 施業の方法

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、計画的な伐採と植栽による確実な更新を推進し、多様な木材需要に応じた持続的な木材生産が可能となる資源構成になるよう努めることとする。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

【別表1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	都城市森林整備計画ゾーニング図に水源涵養機能増進森林と示すとおり	707.78
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に準じる森林	都城市森林整備計画ゾーニング図に準水源涵養機能増進森林と示すとおり	106.15
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		—
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		—
他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	都城市森林整備計画ゾーニング図に木材生産機能森林と示すとおり	17,239.76
特に効率的な施業が可能な森林		—

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長をすべき森林	標準伐期齢 + 10 年	都城市森林整備計画ゾーニング図に水源涵養機能増進森林と示すとおり 707.78
	標準伐期齢 + 5 年	都城市森林整備計画ゾーニング図に準水源涵養機能増進森林と示すとおり 106.15
長伐期施業を推進すべき森林		—
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		—

3 その他必要な事項 なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業の集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

不在村森林所有者を含む森林所有者に対する長期にわたる包括的な施業の委託等の働きかけを行う。

森林所有者情報の共有化や森林G I Sを活用して、自ら森林施業ができない所有者情報を適確に把握し、施業又は森林経営の受託を促進するものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林施業の受託等に必要な森林所有者情報等は、個人情報の保護に十分に配慮しながら提供するものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図る。

また、公益性が高い場所で人工林としての管理が困難な森林については、森林環境譲与税を活用し、針広混交林や広葉樹林化を促進する。

5 その他必要な事項 なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林所有者の多くは小規模所有者である。森林施業を計画的、重点的に行うためには、森林施業の共同実施、路網の維持運営等を行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、森林法第10条の11の9第1項に規定する施業実施協定の締結等により施業の確実な実施の促進を図るものとする。

特に本市の林業労働力の担い手である森林組合等への施業委託の推進を通じて資本の整備、作業班の拡充・強化等事業実施体制の整備を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

本市の森林所有者の多くは小規模所有者であり、かつ高齢の森林所有者が多く、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施することは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要がある。

このため、施業実施協定の締結を促進し、作業路網の計画的整備を図るとともに、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合等に委託することにより、計画的な森林施業を推進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林実施協定の共同作成者全員により各年度当初に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施する。

作業路網その他の施設の維持運営は共同により実施する。

共同作成者の一人が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、あらかじめ個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにする。

共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めることとする。

4 その他必要な事項

なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

作業路網とは、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進するものとする。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、下表を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）するものとする。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、傾斜区分に応じた路網密度及び作業システムを構築することとし、下表を目安として林道及び森林作業道を適切に組み合わせて整備するものとする。

傾 斜 区 分	作業システム	路 網 密 度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地(0° ~15°)	車両系作業システム	30以上	80以上	110以上
中傾斜地(15° ~30°)	車両系作業システム	23以上	62以上	85以上
	架線系作業システム	23以上	2以上	25以上
急傾斜地(30° ~35°)	車両系作業システム	16以上	44以上	60以上 <50>
	架線系作業システム	16以上	4以上	20以上 <15>
急峻地(35° ~)	架線系作業システム	5以上	—	5以上

注：急傾斜地の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、傾斜、地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ、概要図のとおりとする。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壤の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、「林道規程」（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）又は「林業専用道作設指針」（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、宮崎県が定める「宮崎県作業道等開設基準」（平成20年3月宮崎県環境森林部）等にのつり開設する。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進するものとする。

単位 延長：km

開設／拡張	種類	区分	位置	路線名	延長	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考
開設	自動車道		都城市	祝谷線	0.5	20 ha		〈1〉	
〃	〃		〃	菅谷線	0.5	28 ha		〈2〉	
〃	〃	林業専用道	〃	美川線	1.0	14 ha		〈3〉	
〃	〃	〃	〃	四方面線	0.7	58 ha		〈4〉	
〃	〃	〃	〃	中原線	0.5	30 ha		〈5〉	
〃	〃	〃	〃	川崎線	1.0	20 ha		〈6〉	
〃	〃	〃	〃	松ヶ迫線	0.5	45 ha		〈7〉	
〃	〃	〃	〃	下水流線	1.3	20 ha		〈8〉	
〃	〃	〃	〃	大井手末永線	0.9	28 ha		〈9〉	
開設計					6.9				
拡張	自動車道		都城市	尾首山線	1.9	39 ha		〈10〉	
〃	〃		〃	鍋ノ谷線	4.0	290 ha		〈11〉	
〃	〃		〃	二俣線	4.0	125 ha		〈12〉	
〃	〃		〃	祝谷線	2.1	54 ha		〈13〉	
〃	〃		〃	四方面線	3.2	57 ha		〈14〉	
〃	〃		〃	池ノ原線	1.3	15 ha		〈15〉	
拡張計					16.5				

対図番号：巻末附属資料

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月2日付け13林整第885号林野庁長官通知）及び「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に維持・管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道の整備は、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図る上で基盤となる産業施設であるとともに、森林空間の総合的な利用の推進、山村地域における産業の振興や生活環境の整備の上でも重要な役割を果たしている。また、林業機械の導入による労働強度の軽減のためにも重要である。

これまで本市では、所有形態が小規模である森林について、きめ細かな森林施業を実

施するため、基幹道からの支線としての作業路開設を推進してきたところである。

今後も、国が定める「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）を基本とし、宮崎県が定める「宮崎県作業道等開設基準」（平成20年3月宮崎県環境森林部）等に基づき、路線の選定や適正路面勾配の検討を十分に行うとともに、工事に際しては法面整形の徹底に留意しながら、必要に応じて木柵工の設置や種子吹付けを行うなど、土砂流出防止に万全を期し、整備を推進する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）や「宮崎県作業道等開設基準」（平成20年3月宮崎県環境森林部）に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適切に維持・管理するものとする。

4 その他必要な事項

なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市の林家の大部分は経営規模が5ha未満の小規模所有者であるとともに、林業従事者の高齢化も進んでいることから、林業経営の採算性を維持することは困難である場合が多い。

したがって、森林の施業又は経営の長期委託や、森林施業の共同化・合理化を進めるとともに、林道、森林作業道等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

また、伐採時期を迎える森林においては、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合の作業班を拡充することにより、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとする。

なお、林業労働者及び林業後継者の育成及び確保方策は、次のとおりとする。

○ 林業従事者の養成・確保

「みやざき林業大学校」における技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援、林業従事者の各種林業技能研修への積極的な参加の促進や資格取得に対する支援を行うものとする。現場作業の省力化や効率化、軽労化に向けた資機材導入等や労働安全対策の強化等による労働環境の改善に努めるものとする。

また、地域のリーダーとなる担い手を育成するとともに、林業作業班員の労働安全の確保及び各種社会保険等への加入を促進することにより、労働環境の改善を進めるものとする。

○ 林業事業体の育成強化

森林組合や素材生産業者などの林業事業体を育成強化するため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき意欲ある事業体の認定を行うとともに、認定した事業体に対して宮崎県林業労働機械化センターによる高性能林業機械の貸与や事業量の安定的確保、生産性の向上などの事業合理化や雇用改善等を推進するものとする。

また、造林事業への新規参入を促進するため、造林機械等の導入について推進するものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本市の森林は、主伐期を迎える人工林が急速に増大している。また、林業従事者の減少及び高齢化が続く中、生産性の向上及び労働環境の改善を図ることが必要となっており、林業機械の導入及びその有効活用を更に進めることは重要な課題である。

なお、高性能林業機械の使用に当たっては、特に林地の保全に留意するとともに、宮崎県が作成した「環境に配慮した効率的な高性能林業機械の作業システム指針」（平成20年3月宮崎県環境森林部）及び「宮崎県伐採・搬出及び再造林ガイドライン」（平成30年11月28日宮崎県森林經營課）を参考にする。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状	将 来
伐 倒 造 材 集 材	大淀川流域 (緩傾斜)	チェーンソー、スイングヤーダ、グラップルソー、プロセッサ、フォワーダ、ザウルス	チェーンソー、ハーベスター、スイングヤーダ、グラップルソー、ロングリーチグラップルソー、プロセッサ、フォワーダ、ザウルス
	大淀川流域 (急傾斜)	チェーンソー、スイングヤーダ、グラップルソー、プロセッサ	チェーンソー、ハーベスター、スイングヤーダ、グラップルソー、ロングリーチグラップルソー、プロセッサ、ザウルス
造 林 保育等	地ごしらえ 下刈	チェーンソー、刈払機、グラップル	チェーンソー、刈払機、グラップル
	除伐・間伐	チェーンソー、刈払機、グラップルソー、プロセッサ	チェーンソー、刈払機、ハーベスター、スイングヤーダ、グラップルソー、プロセッサ、フォワーダ

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物及び特用林産物の生産・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	R5.4.1現在			計 画			備 考
	位 置	規 模	対図 番号	位 置	規 模	対図 番号	
木材加工施設	高城町	63,400m ³ /年 (31,700m ³ /年)	1	高城町	70,000m ³ /年 (35,000m ³ /年)	1	サウスウッド宮崎

※規模については、上段は原木消費量、下段()書きは製品生産量

対図番号：巻末附属資料

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣別に、当該対象鳥獣により、被害を受けている森林及び被害の生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ、単独で又は組み合わせて推進するものとする。その際、対象鳥獣がニホンジカの場合は、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に行うものとする。

なお、アに掲げる防護柵については、改良等を行なながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図るものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積(ha)
ニホンジカ	都城地域 45、46、47、49、51、73、122	831.66
	山之口地域 1、2、3、4、6、7	673.88
	高城地域 1、2、3、4、6、7、8、13、15、16	1,014.06
	高崎地域 12、13、14、15、45、46、47、49、50、51、52	648.64

2 その他必要な事項

鳥獣害防止区域においては、必要に応じて、区域内で森林施業を行う事業体や森林所有者等から情報収集や巡回調査などにより、鳥獣害防止対策の実施状況の確認に努めるものとする。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

保安林等公益的機能の高い森林について重点的に森林の巡視を実施し、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。また、新たに発生する森林病害虫については、情報把握や防除方法等の状況提供に努めるものとする。

(2) その他

該当なし

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、被害の実態を把握し、被害対策を講じるとともに被害跡地の復旧に努めるものとする。

林業採算性の低い奥地森林においては、野生鳥獣の生育環境となる天然林の保全を推進するものとする。また、宮崎県第二種特定鳥獣管理計画に基づいて、個体数管理等を行うものとする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災については、山火事防止パレード等による市民への発生防止の啓発活動を行うとともに、森林巡視等を適宜実施する。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

「都城市火入れに関する条例」に基づき申請し、申請どおりに実施するものとする。また、着火する際には、必ず風下かつ山頂部から行うものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は老齢林等のため被害を受けやすいものであって、地理的条件からみて伐採が容易なものについて、市長が個別に判断し、伐採を促進するものとする。また、病害虫の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等についても、伐採を促進することにつき、市長が個別に判断するものとする。

(2) その他

森林所有者等による日常の巡視等を通じて、森林の保護、管理等に努めるものとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たり、次に掲げる事項について適切に計画するよう指導を行うものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

森林経営管理実施権が設定された森林については、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域を下表のとおり設定する。

区 域 名	林 班	区域面積(ha)
高 野	31、32、33、34、35、41、42、49、50、51、52、53	871.02
美 川	36、37、38、39、40、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、66	1,031.27
吉之元	43、44、45、46、47、48	563.21
御 池・夏 尾	65、67、68、69、70、71、72、73、122	833.07
庄内・菓子野・乙房	16、24、25、26、27、28、29、30	390.50
関之尾	9、10、17、18、19、20、21、22、23	467.59
志和池・丸谷 岩満・下水流	1、2、3、4、5、6、7、8	451.83
豊 満	74、75、76、77、78、79	392.61
梅 北	11、12、13、14、15、115、116、117、118、119、120、121	729.89
安久 1	103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114	851.79
安久 2	80、81、82、83、84、85、86、87、88、102	1,352.92
安久 3	89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101	1,119.71
山之口	1、2、3、4、5、6	654.63
花 木	7、8、11、12	288.51
山之口 9・10	9、10	155.52
富 吉	13、14、15、16、17、18	445.35
四 家	1、2、3	567.80
有水・石山・大井手	4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17	861.75

山 田	10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38	1,835.97
中霧島	1、2、3、4、5、6、7、8、9	602.70
前田・大牟田・東霧島	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12 13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、 23、24、25、26、27、28、29、37	1,581.02
江平・繩瀬・笛水	30、31、32、33、34、35、36、38、39、40、 41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、 51、52	1,191.10

2 生活環境の整備に関する事項

都城盆地は、豊富な地下水に恵まれ、本市においても、その水道水源や農業用水等のほとんどを地下水に依存し、生活はもとより産業、経済等地域発展に欠くことのできない重要な資源となっており、これらの豊かな自然環境は、良好な住環境のみならず、地域産業や経済の発展に大きく寄与している。

これらの環境の恵みを将来にわたって引き継いでいくため、地下水の水質及び水位の監視を継続し、地下水の質と量の保全に努める。また、自然共生型社会の形成を図るため、環境保全意識の啓発を行うとともに物質循環へ配慮した社会構造への転換の推進を図ることとする。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

市民の生活様式が多様化する中で、森林の持つ多面的機能が理解され、N P O 法人等による植樹活動や、企業による植樹活動等の市民のボランティア活動の場として森林が利用されている。また、本市は、3つの原木市場を有する木材生産地域でもあることから、戦後拡大造林により植栽されたスギ・ヒノキが収穫期を迎え、伐採面積が年々増加している。将来にわたり木材を安定供給するとともに、資源の循環利用促進のため、伐採跡地における植栽等による的確な更新、適切な保育・間伐等の管理が必要となっている。

このようなことから、今後も適正な森林経営の推進により地域林業の活性化を図りつつ、多くの市民が森林をフィールドとして触れ合える機会を創出し、地域の活性化に努めることとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

市民を対象とした森林の体験学習が行えるよう、体験の場となる森林の整備を推進する。また、森林ボランティア活動を行っている団体や企業との連携を図り、企業による森林づくりやボランティアによる森林づくり等の対象森林の拡大などの条件整備を促すこととする。

(2) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

管理されていないと思われる森林の所有者に対して、森林経営管理の意向調査を行う。意向調査は令和5年度より開始し、概ね10年の期間で市内全域を実施する。

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備 考
—	—	—	—

7 その他必要な事項

森林組合、林業研究グループ、林業普及職員、森林所有者、森林管理署等の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導及び啓発活動に努めるとともに、市全体の発展方向に十分留意しつつ、国、県等の補助事業、「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等の地方財政措置等の積極的活用により、適切な森林整備の推進を図るものとする。

また、保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従った森林施業を行うものとする。

一方、本市では、地籍調査未実施の森林があるため、境界が不明確な状態が長期化しているという課題がある。このことから、先進的な技術を取り入れながら森林境界を明確にすることで、森林施業の促進を図るものとする。

附属資料

- 1 宮崎県天然更新完了基準
- 2 育林体系図
- 3 都城市ゾーニング図
- 4 都城市森林整備計画概要図
- 5 シカ被害生息あり林班図
- 6 参考資料
 - (1) 人口及び就業構造
 - ① 年齢層別人口動態
 - ② 産業部門別就業者数等
 - (2) 土地利用
 - (3) 森林転用面積
 - (4) 森林資源の現況等
 - ① 保有形態別森林面積
 - ② 在市者・不在市者別私有林面積
 - ③ 民有林の齡級別面積
 - ④ 所有規模別森林所有者数
 - ⑤ 基幹路網の状況
 - (5) 市における林業の位置づけ
 - ① 産業別総生産額
 - ② 製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額
 - (6) 林業関係の就業状況
 - (7) 林業機械等設置状況
 - (8) 林産物の生産概況
 - (9) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

宮崎県天然更新完了基準

改正 平成 24 年 2 月
平成 19 年 10 月

1 目的

天然力を活用した更新の完了を判断する基準を作成し、地域森林計画等に規定する適切な更新を図ることを目的とする。

2 天然更新対象地

本基準の対象となる森林は、更新を行う箇所のほか、気象害等による更新不成績地等とする。

3 天然更新対象樹種

天然更新対象樹種は、針葉樹及びアカメガシワ、カラスザンショウ等の先駆性樹種、ブナ科、ニレ科、クスノキ科等の広葉樹であって、将来高木となりうる樹種（以下「更新対象樹種」という。）を対象とする。（別紙「宮崎県天然更新完了基準 主要更新対象樹種一覧表」参照。）

なお、タケ類が優先する箇所は、竹林として取り扱う。

4 天然更新完了の基準

(1) 更新対象地において、概ね均等に、樹高 0.5m 以上の更新対象樹種が ha 当たり約 3,000 本以上（立木度 3 以上）生育していること。

なお、ぼう芽により一株当たり 3 本以上発生した更新対象樹種については、3 本として計上する。

$$\text{立木度（十分率）} = \frac{\text{現在の林分本数}}{\text{当該林分の林齢に対応する期待成立本数}}$$

※期待成立本数は、ha 当たり 10,000 本とする。

(2) (1) の条件を満たさない場合は、補植等を実施し、確実な更新を図るものとする。

(3) (1) の条件を満たす場合であっても、獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合や作業路の開設等の影響により土砂流出や林地の荒廃が見られる場合は、速やかに防除対策又は土砂流出防止対策等、適切な対策を実施する。

5 更新調査の方法

(1) 調査の時期

更新調査は、伐採後おおむね 4 年を経過した時点で実施する。

(2) 調査方法

調査の方法は、原則として標準地調査とする。ただし、現地の状況から明らかに更新完了の確認ができる場合は目視とすることができる。

(3) 標準地調査プロットの設定

調査プロットは、植生の繁茂状況及び地形等を勘案し標準的な箇所を選定することとし、調査プロット数は次のとおりとする。

- ① 対象地が 1 ha 未満の場合は、1 箇所以上
- ② 対象地が 1 ha 以上～5 ha 未満の場合は、2 箇所以上
- ③ 対象地が 5 ha 以上～10ha 未満の場合は、3 箇所以上
- ④ 対象地が 10ha 以上の場合は、10ha から 5 ha 増すごとに 4 箇所に 1 を加算した箇所以上

(4) 標準地調査プロットの大きさ

1 プロットは 25 m² とし、5 m × 5 m の方形又は半径 2.8m の円形で設定する。

(5) 添付書類

調査箇所毎に、野帳（目視の場合は除く。）及び全景、近景の写真を各 1 部ずつ添付する。

(6) その他

補植以外の更新補助作業を実施した場合は、一定の経過観察期間において、再度、天然更新完了を判断する調査を実施すること。

6 その他

今後、天然更新の状況調査を踏まえ、必要に応じて当該基準の見直しを検討する。

【別紙】

宮崎県天然更新完了基準 主要更新対象樹種一覧表

樹種名	科名	樹高別	常緑/落葉	先駆種	備考	樹種名	科名	樹高別	常緑/落葉	先駆種	備考
ア アオギリ	アオギリ	高木	落葉	○		シ シオジ	モクセイ	高木	落葉		*
ア アオダモ	モクセイ	高木	落葉		*	シナノガキ	カキノキ	高木	落葉		*
ア アオハダ	モチノキ	高木	落葉			シナノキ	シナノキ	高木	落葉		
ア アカガシ	ブナ	高木	常緑		*	シユロ	ヤシ	高木	常緑		*
ア アカシテ	カバノキ	高木	落葉			シラカシ	ブナ	高木	常緑		*
ア アカマツ	マツ	高木	常緑	○		シリブカガシ	ブナ	高木	常緑		*
ア アカメガシワ	トウダイグサ	高木	落葉	○	*	シロダモ	クスノキ	高木	常緑		*
ア アカメヤナギ	ヤナギ	高木	落葉		*	スギ	スギ	高木	常緑		
ア アキニレ	ニレ	高木	落葉		*	スタジイ	ブナ	高木	常緑		*
ア アサガラ	エゴノキ	高木	落葉			セセンダン	センダン	高木	落葉		
ア アサダ	カバノキ	高木	落葉		*	タブノキ	クスノキ	高木	常緑		*
ア アズキナシ	バラ	高木	落葉			タマミズキ	モチノキ	高木	落葉		*
ア アスナロ(ヒバ)	ヒノキ	高木	常緑			タラヨウ	モチノキ	高木	常緑		*
ア アベマキ	ブナ	高木	落葉		*	チシャノキ	ムラサキ	高木	常緑		
ア アラカシ	ブナ	高木	常緑		*	チドリノキ	カエデ	高木	落葉		*
ア アワブキ	アワブキ	高木	落葉			ツツガ	マツ	高木	常緑		
イ イイギリ	イイギリ	高木	落葉	○		ツクバネガシ	ブナ	高木	常緑		*
イ イヌノキ	マンサク	高木	常緑			トトノキ	トトノキ	高木	落葉		
イ タタヤカエデ	カエデ	高木	落葉		*	ナナギ	マキ	高木	常緑		
イ イチイ	イチイ	高木	常緑			ナタオレノキ	モクセイ	高木	常緑		*
イ イチイガシ	ブナ	高木	常緑		*	ナツツバキ	ツバキ	高木	落葉		*
イ イチョウ	イチョウ	高木	落葉			ナナカマド	バラ	高木	落葉		*
イ イヌエンジュ	マメ	高木	落葉		*	ナナニキ	モチノキ	高木	常緑		*
イ イヌガシ	クスノキ	高木	常緑		*	ナラガシワ	ブナ	高木	落葉		*
イ イヌガヤ	イチイ	高木	常緑			ナンキンハゼ	トウダイグサ	高木	落葉	○	
イ イヌザクラ	バラ	高木	落葉		*	二ニガキ	ニガキ	高木	落葉		*
イ イヌシテ	カバノキ	高木	落葉		*	ニワウルシ	ニガキ	高木	落葉		*
イ イヌブナ	ブナ	高木	落葉		*	ネコノチチ	クロウメモドキ	高木	落葉		
イ イヌマキ	マキ	高木	常緑		*	ネムノキ	マメ	高木	落葉	○	*
イ イロハモミジ	カエデ	高木	落葉			ノノグルミ	クルミ	高木	落葉	○	
ウ ウバメガシ	ブナ	高木	常緑		*	ハクウンボク	エゴノキ	高木	落葉		*
ウ ウラジロガシ	ブナ	高木	常緑			バクチノキ	バラ	高木	常緑		*
ウ ウラジロノキ	バラ	高木	落葉			ハゼノキ	ウルシ	高木	落葉	○	*
ウ ウリハダカエデ	カエデ	高木	落葉			ハナガガシ	ブナ	高木	常緑		*
ウ ウワミズザクラ	バラ	高木	落葉			ハネミニユエンジュ	マメ	高木	落葉		*
エ エソエキ	ニレ	高木	落葉	○	*	ハゼンタン	ミカン	高木	常緑		*
エ エドヒガン	バラ	高木	落葉			ハマビワ	クスノキ	高木	常緑		*
エ エノキ	ニレ	高木	落葉		*	ハリエンジュ	マメ	高木	落葉	○	*
オ オオバアサガラ	エゴノキ	高木	落葉			ハリギリ	ウコギ	高木	落葉		*
オ オオモミジ	カエデ	高木	落葉			バリバリノキ	クスノキ	高木	常緑		*
オ オガタマノキ	モクレン	高木	常緑			ハリモミ	マツ	高木	常緑		*
オ オニグルミ	クルミ	高木	落葉			ハルニレ	ニレ	高木	落葉		*
カ カキノキ	カキノキ	高木	落葉			ハンノキ	カバノキ	高木	落葉		*
カ カゴノキ	クスノキ	高木	常緑		*	ヒ ヒノキ	ヒノキ	高木	常緑		
カ カジカエデ	カエデ	高木	落葉			ヒメシャラ	ツバキ	高木	落葉		*
カ カジノキ	クワ	高木	落葉		*	ヒメユズリハ	ユズリハ	高木	常緑		
カ カシワ	ブナ	高木	落葉		*	フサザクラ	フサザクラ	高木	落葉		
カ カツラ	カツラ	高木	落葉		*	フナ	フナ	高木	落葉		*
カ カナクギノキ	クスノキ	高木	落葉		*	ヘヘラノキ	シナノキ	高木	落葉		
カ カヤ	イチイ	高木	常緑			ホ ホオノキ	モクレン	高木	落葉		*
カ カラスザンショウ	ミカン	高木	落葉	○	*	ホソバタブ	クスノキ	高木	常緑		*
キ キハダ	ミカン	高木	落葉		*	ホルトノキ	ホルトノキ	高木	常緑		*
キ キリ	ノウゼンカズラ	高木	落葉			マ マバシイ	ブナ	高木	常緑		*
ク クスノキ	クスノキ	高木	常緑		*	マルバアオダモ	モクセイ	高木	落葉		*
ク クヌギ	ブナ	高木	落葉		*	ミ ミズキ	ミズキ	高木	落葉		
ク クマジデ	カバノキ	高木	落葉		*	ミスナラ	ブナ	高木	落葉		*
ク クマノミズキ	ミズキ	高木	落葉			ミズメ	カバノキ	高木	落葉		*
クリ	ブナ	高木	落葉		*	ミツデカエデ	カエデ	高木	落葉		*
クリ	モチノキ	高木	常緑			ム ムクノキ	ニレ	高木	落葉		*
クリ	ハイノキ	高木	常緑		*	ムクロジ	ムクロジ	高木	落葉		*
クリ	ハイノキ	高木	常緑		*	モ モチノキ	モチノキ	高木	常緑		*
ケ クロマツ	マツ	高木	常緑			モッコク	ツバキ	高木	常緑		*
ケ ケヤキ	ニレ	高木	落葉		*	モミ	マツ	高木	常緑		
ケ ケヤマハンノキ	カバノキ	高木	落葉	○	*	ヤ ヤツバキ	ツバキ	高木	常緑		*
ケ ケンボンナシ	クロウメモドキ	高木	落葉			ヤブニッケイ	クスノキ	高木	常緑		*
コ コウヤマキ	コウヤマキ	高木	常緑			ヤマグルマ	ヤマグルマ	高木	常緑		
コ コシアブラ	ウコギ	高木	落葉		*	ヤマグワ	クワ	高木	落葉		*
コ コジイ(ツブライ)	ブナ	高木	常緑		*	ヤマザクラ	バラ	高木	落葉		*
コ コナラ	ブナ	高木	落葉			ヤマナシ	バラ	高木	落葉		*
コ コハウチワカエデ	カエデ	高木	落葉			ヤマハノキ	カバノキ	高木	落葉	○	*
コ コバノチヨウセンエ	ニレ	高木	落葉		*	ヤマボウシ	ミズキ	高木	落葉		
コ コバンモチ	ホルトノキ	高木	落葉			ヤマモガシ	ヤマモガシ	高木	常緑		*
コ コブシ	モクレン	高木	落葉		*	ヤマモモ	ヤマモモ	高木	常緑		
コ ヨウマツ	マツ	高木	常緑			ユ ユクノキ	マメ	高木	落葉		*
ゴンズイ	ミツバウツギ	高木	落葉			ユズリハ	ユズリハ	高木	常緑		
サ サイカチ	マメ	高木	落葉			リ リョウフ	リョウフ	高木	落葉		
サ サワグルミ	クルミ	高木	落葉		*						
サ サワラ	ヒノキ	高木	常緑								

注)備考の欄の「*」は、ぼう芽の樹種を示す。

(参考資料)

天 然 更新 完 了 確 認 調 査 票 (野 帳)※一調査対象地ごとに作成

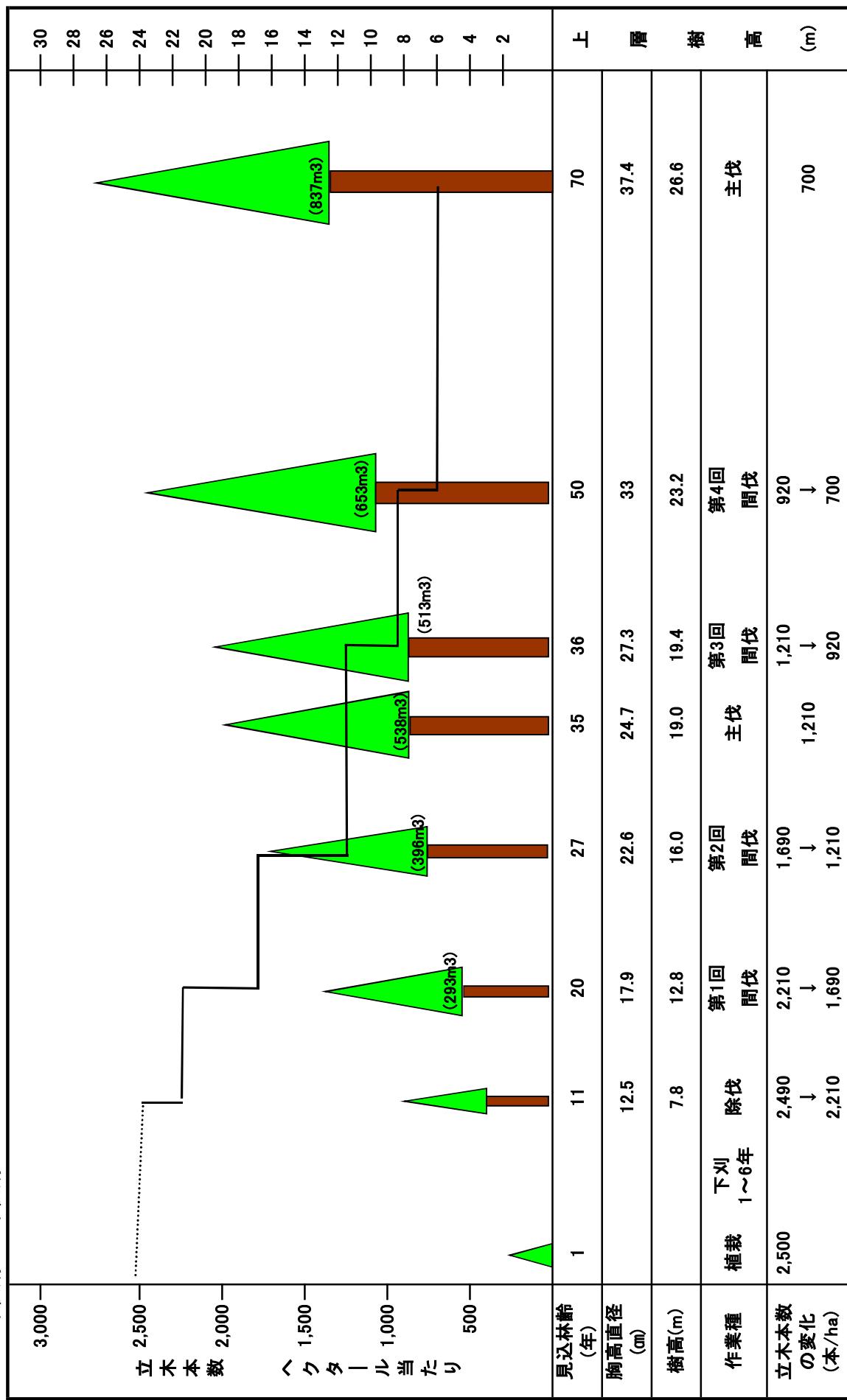
NO _____

市町村名 _____

①調査年月日	平成 年 月 日								
②調査者	所属名								
	氏名								
③調査地	林班	小班		面積(ha)	更新対象面積(ha)	伐採年	伐採後経過年数	プロット番号	
		記号	番号						枝番
④調査結果	プロット1			プロット2			プロット3		
	樹種名	本数	樹高(cm)	樹種名	本数	樹高(cm)	樹種名	本数	樹高(cm)
⑤判定 (複数項目を選択し判定して下さい)	A・B・C・D	A 天然更新が完了							
		B 天然更新が一部完了(面積 ha)							
		C 天然更新補助作業(面積 ha、作業内容:)の実施が必要							
		D 人工造林(面積 ha)の実施が必要							
	⑥添付 するもの	森林計画図(調査地を図示したもの)							
		全景写真(1部)							
		近景写真(1部、樹高が推定できるもの)							

育林体系図

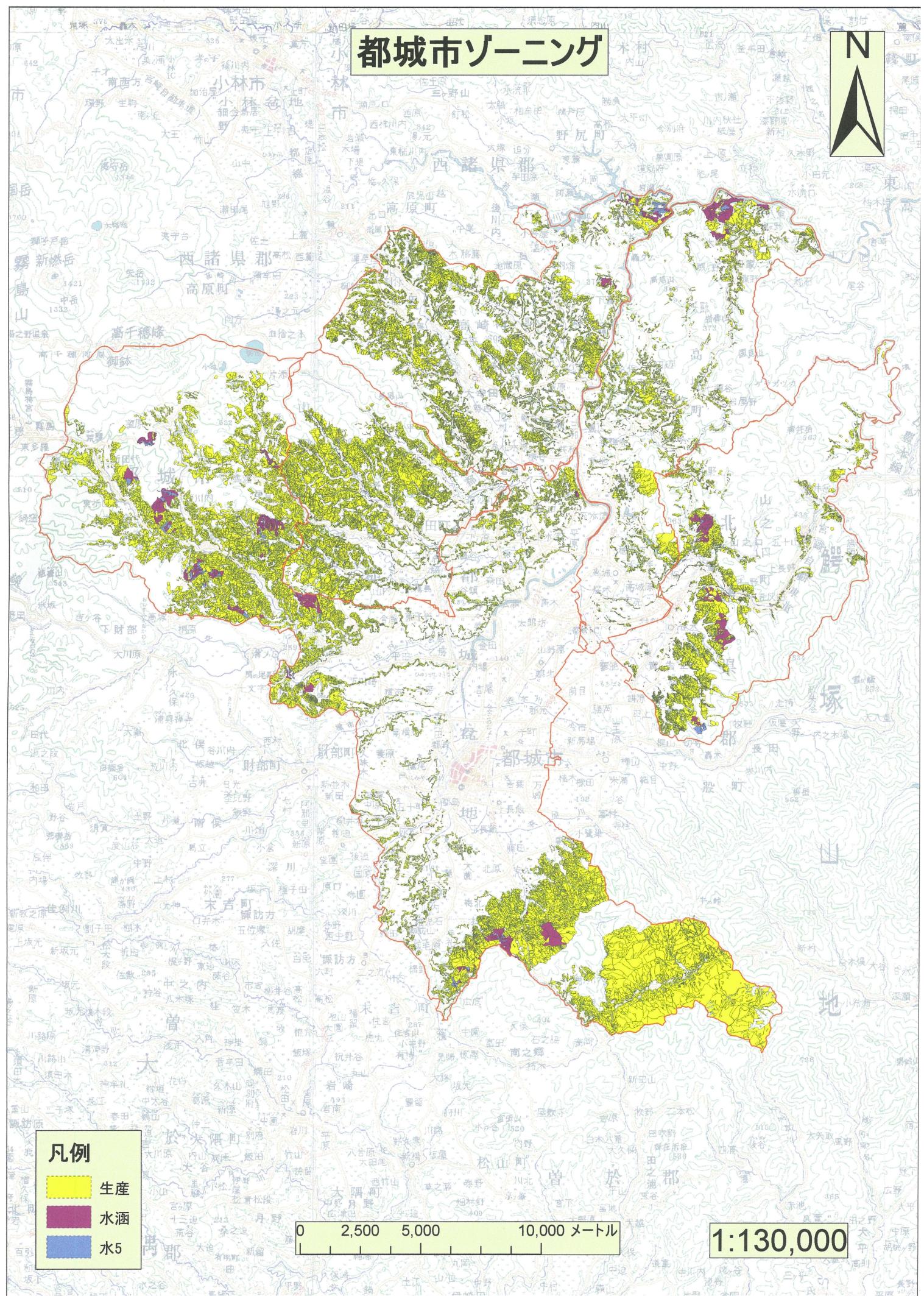
35年伐期・70年伐期



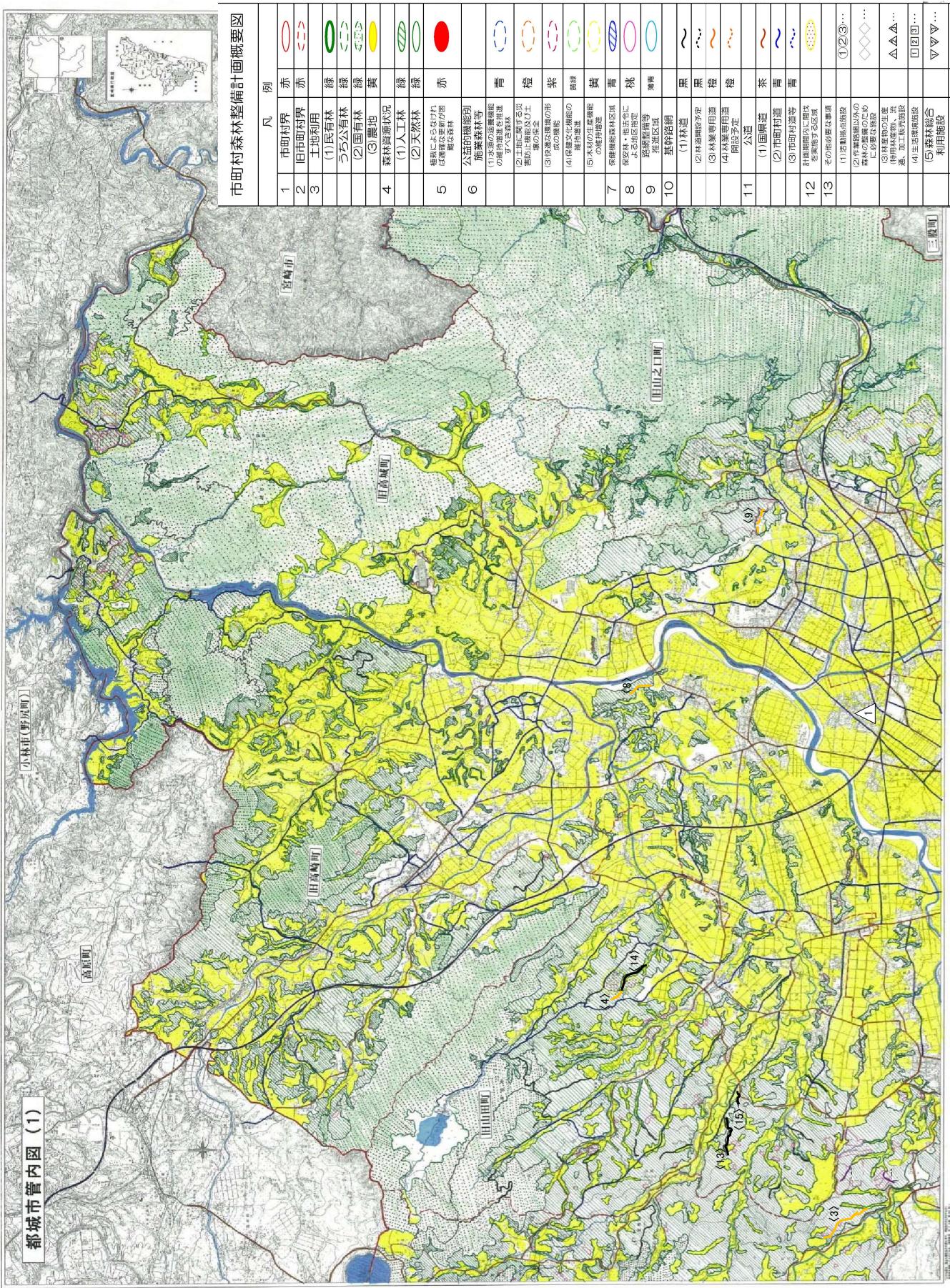
注) ()内の数字は、ha当たりの立木材積

資料: 森林經營課

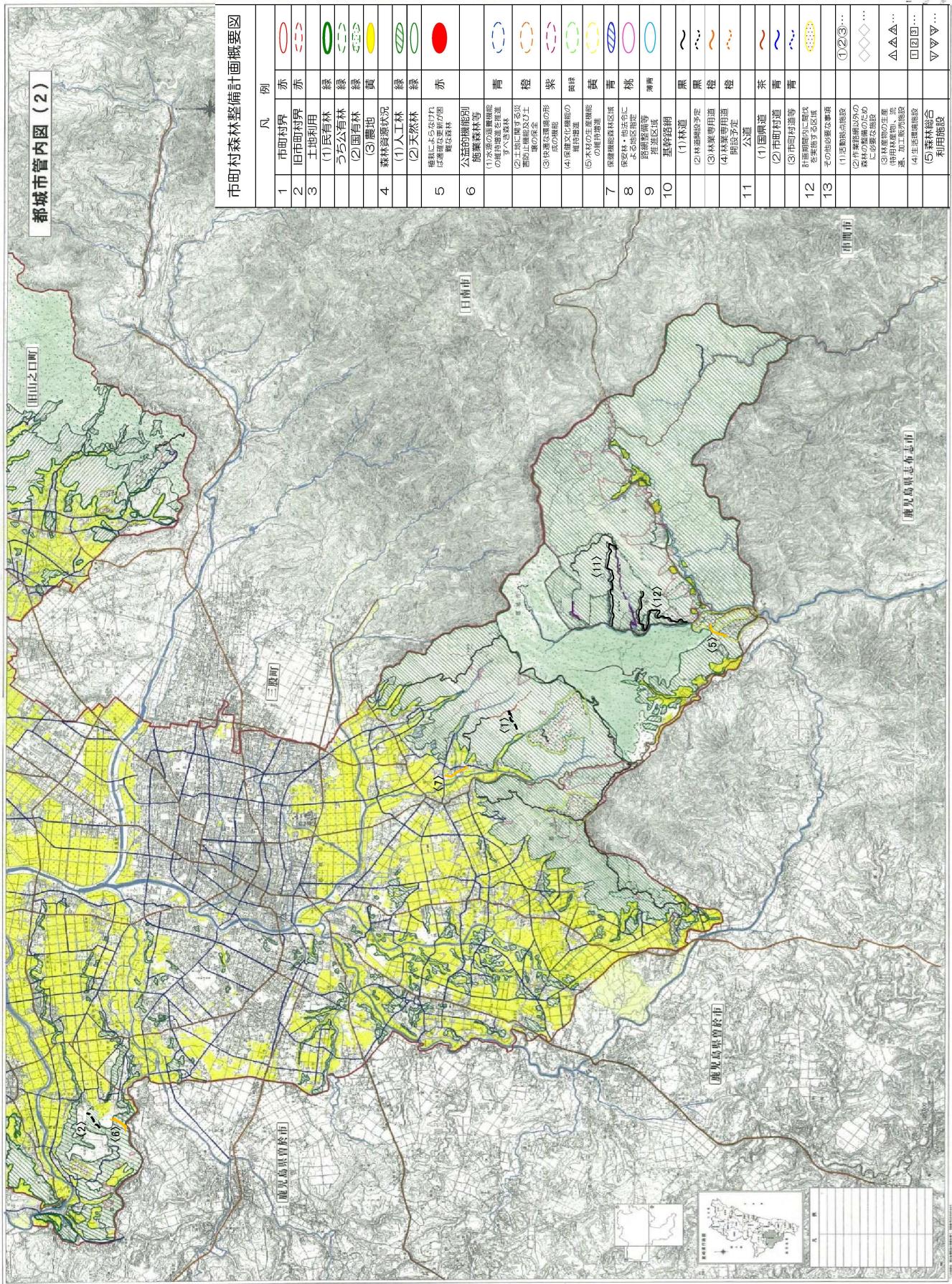
都城市ゾーニング



都城市森林整備計画概要図 1 / 3

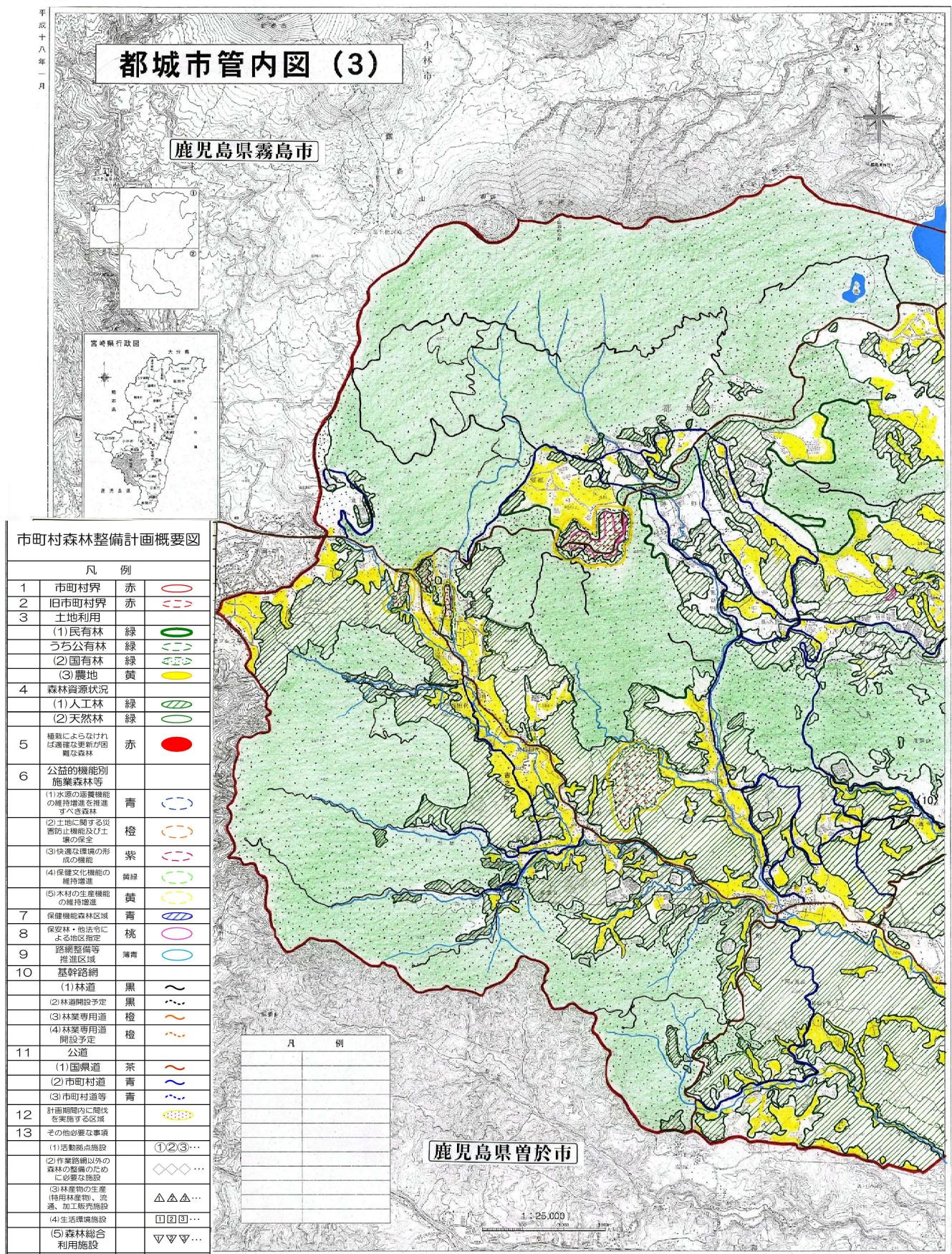


都城市森林整備計画概要図 2 / 3



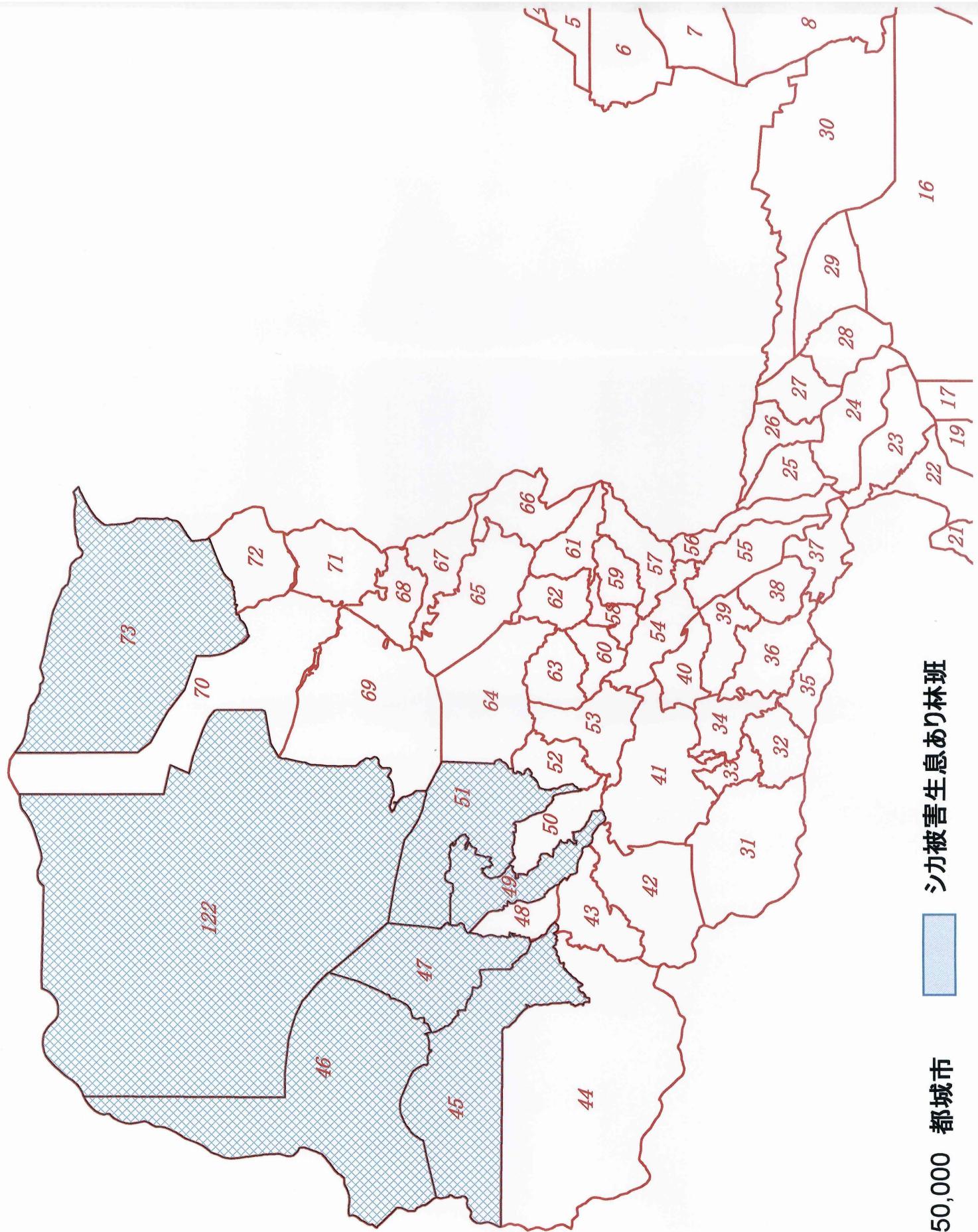
都城市森林整備計画概要図 3 / 3

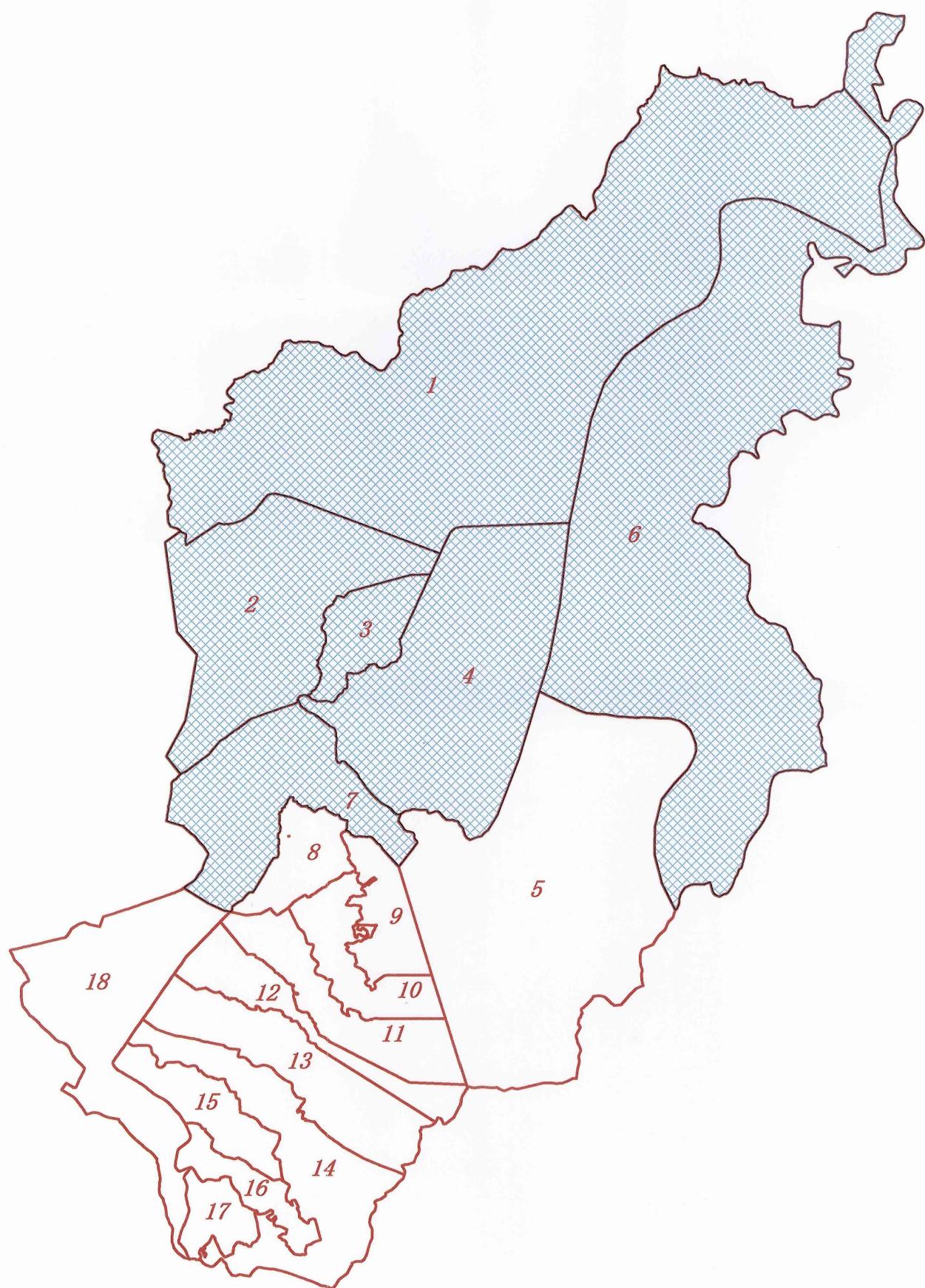
平成十八年一月



1:50,000 都城市

シカ被害生息あり林班



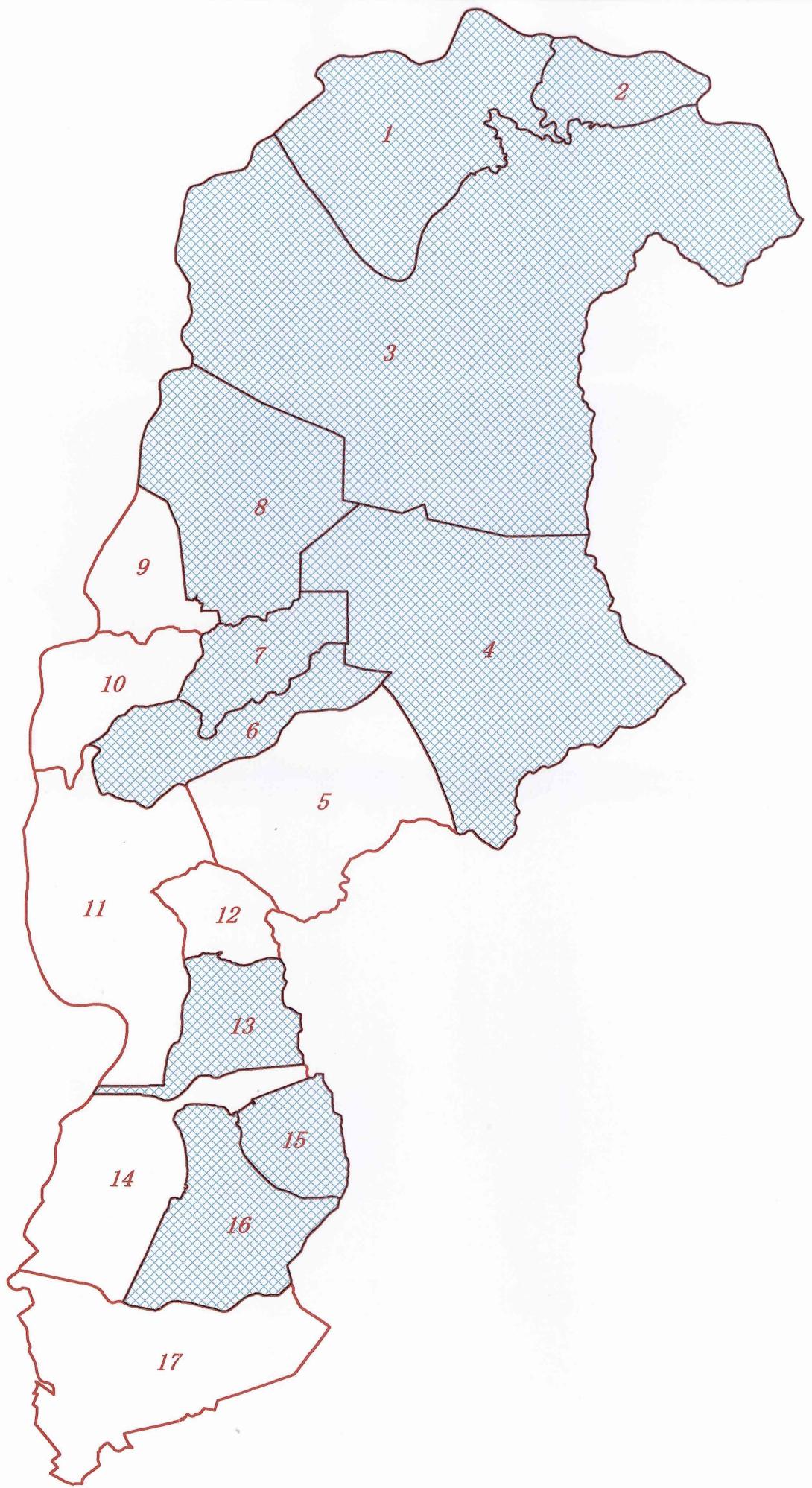


1:50,000

山之口町



シカ被害生息あり林班



1:50,000 高城町

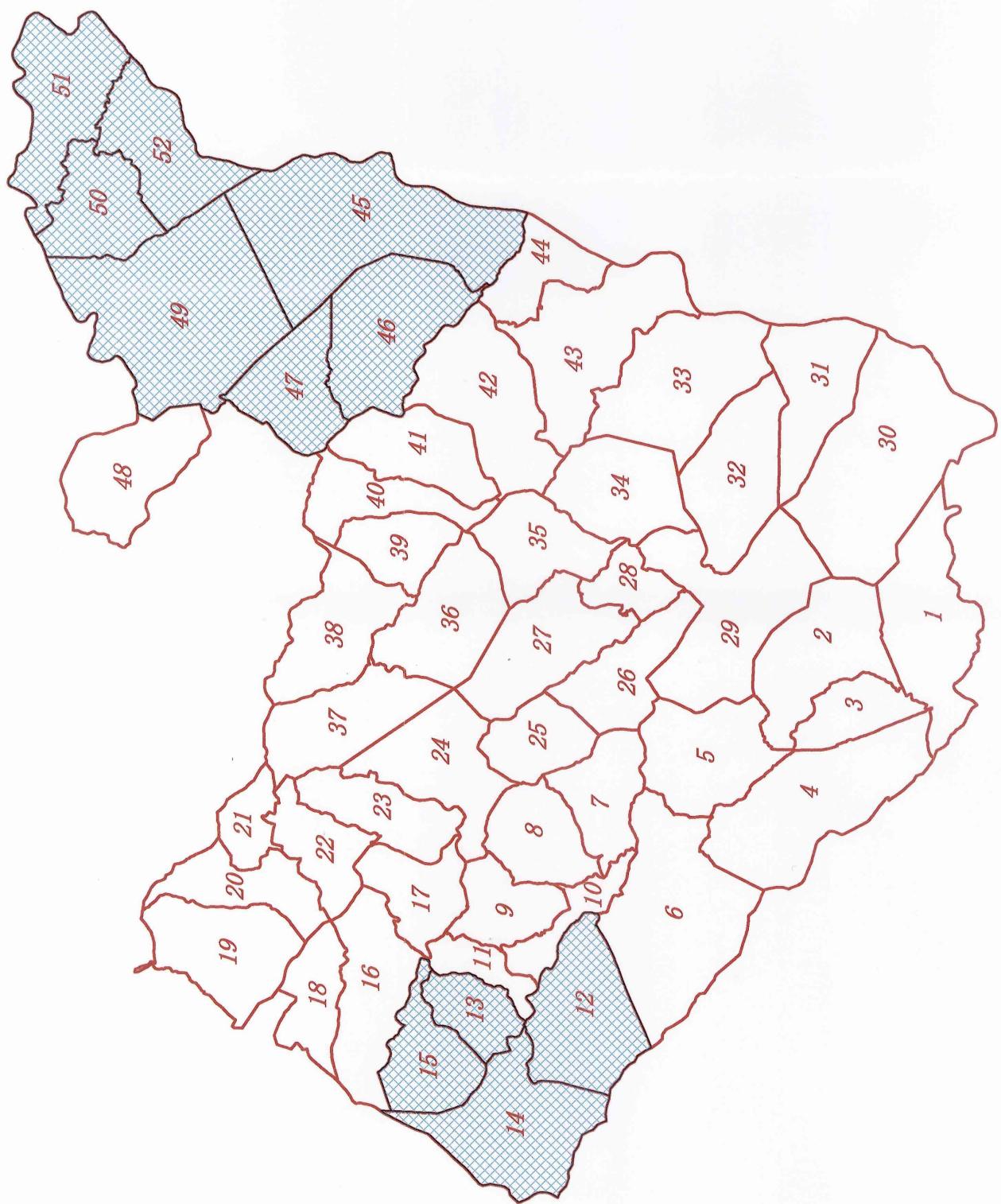


シカ被害生息あり林班

シカ被害生息あり林班



1:50,000 高崎町



(1) 人口及び就業構造

(単位：人、%)

① 年齢層別人口動態

区分	年次	総数		0～14歳		15～29歳		30～44歳		45～64歳		65歳以上	
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数	平成22年	166,990 (99.0)	79,183	89,807	23,988	12,344	11,644	24,854	12,208	12,646	28,637	13,853	14,784
	平成27年	164,356 (96.2)	77,123	87,233	23,235	11,855	11,380	21,743	10,914	10,829	29,115	14,184	14,931
	令和2年	159,443 (94.2)	74,592	84,551	22,179	11,329	10,850	19,809	9,879	9,930	26,789	13,076	13,713
構成比	平成22年	100.0	46.9	53.1	14.2	7.3	6.9	14.7	7.2	7.5	16.9	8.2	8.7
	平成27年	100.0	47.0	53.0	14.1	7.2	7.0	13.2	6.6	6.6	17.7	8.6	9.1
	令和2年	100.0	46.9	53.1	13.9	7.1	6.8	12.4	6.2	6.2	16.8	8.2	8.6

※「年齢不詳」除く。

(国勢調査)

② 産業部門別就業者数等

(単位：人、%)

区分	年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
			農業	林業	漁業	小計		
実数	平成22年	76,728	7,735	268	13	8,016	19,137	49,575
	平成27年	75,977	7,086	265	15	7,366	18,753	49,858
	令和2年	73,633	5,944	362	13	6,319	17,526	49,788
構成比	平成22年	100.0	11.9	0.2	0.0	12.0	26.6	61.4
	平成27年	100.0	9.3	0.3	0.0	9.7	25.0	65.6
	令和2年	100.0	8.1	0.5	0.0	8.6	23.8	67.6

※「分類不能の産業」は除く。

(国勢調査)

(2) 土地利用

区分	年次	総土地面積	計	経営地面積				草地面積	林野面積	(単位: ha, %)
				田畠	樹木園	果樹園	茶園			
実数	平成12年	65,331	10,759	5,522	5,083	154	67	72	15	56
	平成22年	65,331	9,007	4,175	4,541	291	*	*	*	292
構成比	令和2年	65,336	6,635	3,734	2,702	199	*	*	*	1,602
	平成12年	100.0	16.5	8.5	7.8	0.2	0.1	0.1	0.0	54.8
	平成22年	100.0	13.8	6.4	7.0	0.4	0.1	—	0.4	55.1
	令和2年	100.0	10.2	5.7	4.1	0.3	—	—	2.5	55.5

*調査項目変更のため、個別データなし。

(3) 森林転用面積

年次	総数	工場・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
平成24年	193	9	50	28	29	18	59
平成29年	94	2	49	2	25	2	14
令和4年	1	0	0	0	0	0	1

(農林業センサス)

(北諸県農林振興局)

(4) 森林資源の現況等

① 保有形態別森林面積

(単位 : ha)

保有形態	総面積		立木地面積				その他
	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	人工林率(B/A*100)	
総 数	36,186	100	34,689	25,237	9,452	70	1,497
国 有 林	18,777	52	18,046	12,090	5,956	64	731
公 有 林	計	1,802	5	1,747	1,539	208	85
	県有林	141 (128)	—	137 (128)	126 (123)	11 (5)	89 (96)
	市有林	1,661	5	1,610	1,413	197	85
私 有 林	15,607	43	14,895	11,607	3,288	74	712
民 有 林 計	17,409	48	16,643	13,147	3,496	76	766

※森林面積は森林法第2条で定義された森林

(大淀川地域森林計画)R4.3.31現在

※県有林欄の()は内数で県行造林地

② 在市者・不在市者別私有林面積

(単位 : ha)

	年次	私有林合計	在市者面積	不在市者の森林所有面積			
				計	県内	県外	
実数(ha)	平成23年	17,293	13,027	2,229	711	1,518	
	平成28年	17,370	12,692	2,664	642	2,022	
	令和3年	17,381	12,681	2,668	642	2,026	
構成比(%)	平成23年	100	—	(100)	31.9	68.1	
	平成28年	100	—	(100)	24.1	75.9	
	令和3年	100	—	(100)	24.1	75.9	

(北諸県農林振興局)

③ 民有林の齢級別面積

(単位 : ha)

区分	総 数	1、2 齢 級	3、4 齢 級	5、6 齢 級	7、8 齢 級	9、10 齢 級	11齢級 以 上
民 有 林	16,623	1,139	1,189	650	678	2,281	10,687
人工林計	13,135	857	824	347	449	1,861	8,797
主要樹種別面積	スギ	11,410	738	645	211	294	1,573
	ヒノキ	902	1	26	32	56	178
	クヌギ	446	31	55	39	89	105
天然林計	3,488	281	364	303	229	420	1,890

(大淀川地域森林計画)R4.3.31現在

④ 所有規模別森林所有者数

面積規模	総数	~0.5ha	0.5ha~1.0ha	1ha~3ha	3ha~5ha	5ha~10ha	10ha~30ha	30ha~50ha	50ha~100ha	100ha~
人数(人)	9,654	6,886	1,343	1,075	173	105	48	9	9	6

(大淀川地域森林計画)R4.3.31現在

⑤ 基幹路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
林 道	28	55.2	

(R4 都城市森林保全課)

(5) 市における林業の位置づけ

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

総生産額(A)	658,846	
内訳	第1次産業	28,519
	うち林業(B)	1,857
	第2次産業	217,306
	第3次産業	408,718

(大淀川地域森林計画 R2.3.31現在)

② 製造業の事務所数、従事者数、現金給与総額

区分	事務所数	従業員数	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	247	11,743	4,089,299
うち木材業(B)	28	890	263,534
B/A*100	11.3%	7.6%	6.4%

(2020工業統計調査)

(6) 林業関係の就業状況

区分	組合・事業所数	従業員数		備考
		うち作業員数		
森林組合	1	77	54	(名称:都城森林組合)
生産森林組合	0	0	0	
素材生産業	64	*	*	
製材業	14	*	*	
森林管理署	8	38	*	都城支署、山田、西岳、四家、高城、山之口、高崎青井岳の各事務所
合計	87	115	54	

*集計がされてない。

(大淀川地域森林計画ほか)

(7) 林業機械等設置状況

(単位：台)

区分	会社	森林組合	個人	総数	備考
チェーンソー	63	7	*	70	
刈払機	25	6	*	31	携帯式刈払機
枝打機	0	0	*	0	自動木登り式
集材機	2	0	*	2	小型集材機・大型集材機
運材車	8	0	*	8	
トラクタ	2	0	*	2	ホイールタイプトラクタ・クローラタイプトラクタ
クレーン	6	1	*	7	クレーン・クレーン付トラック
フォークリフト	6	2	*	8	
計	112	16	*	128	
《高性能林業機械》					
スキッダ	0	0	0	0	
プロセッサ	20	4	3	27	
ハーベスター	1	0	0	1	
フォワーダ	20	3	4	27	
スイングヤーダ	2	3	0	5	
その他	9	2	0	11	
計	52	12	7	71	

*集計がされてない。

(北諸県農林振興局 R4.3.31現在)

(8) 林産物の生産概況

	素材	しいたけ	
		生	乾
生産量	m ³	t	t
	253,385	2,309	52

(大淀川地域森林計画ほか)

(9) 森林經營管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積、樹種、林齡、材積等)	経営管理実施権 設定の有無
	該当なし		

(R4森林保全課)